

# 児童手当・特例給付 額改定認定請求書 額 改 定 届

受付	担当
----	----

(宛先) 川崎市長

提出年月日 令和 年 月 日

証明すべき事実が公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

受給者	(ふりがな)		職業		<input type="checkbox"/> 被用者 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 被用者等でない者 <small>(自営業・無職等)</small>
	氏名 <small>(法人名等)</small>	川崎市 区		携帯 ( ) 自宅 ( )	生年月日

増額又は減額の別 増額・減額

## 増額又は減額の原因となる児童

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	住所 <small>(別居の場合に記入)</small>	監護の有無	生計関係	海外留学をしている場合の 出国年月	※児童との関係で、該当する場合に○印
		平成 . . . 令和 . . .	同・別		有・無	同一・維持	平成 . . 年 月 令和 . . . . .	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . . . 令和 . . .	同・別		有・無	同一・維持	平成 . . 年 月 令和 . . . . .	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . . . 令和 . . .	同・別		有・無	同一・維持	平成 . . 年 月 令和 . . . . .	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . . . 令和 . . .	同・別		有・無	同一・維持	平成 . . 年 月 令和 . . . . .	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . . . 令和 . . .	同・別		有・無	同一・維持	平成 . . 年 月 令和 . . . . .	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . . . 令和 . . .	同・別		有・無	同一・維持	平成 . . 年 月 令和 . . . . .	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母

増額した理由

- 出生  
 その他 ( )

減額した理由

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 死亡した<br><input type="checkbox"/> 監護しなくなった<br><input type="checkbox"/> 生計を同じくしなくなった<br><input type="checkbox"/> 生計を維持しなくなった<br><input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有しなくなった<br><small>(留学を理由とするものを除く)</small><br><input type="checkbox"/> 未成年後見人でなくなった | <input type="checkbox"/> 父母指定者でなくなった<br><small>(児童の生計を維持する父母等の帰国)</small><br><input type="checkbox"/> 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院<br><input type="checkbox"/> 児童と同居しなくなった<br><small>(単身赴任の場合を除く)</small><br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
|--|---|

事由の発生した年月日

令和 年 月 日

備考	受付

※ 太線の枠内を記入してください。また、記名押印に代えて、署名することができます。

この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって、川崎市長が確認できるときは、当該書類は省略することができます。

- 1 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
- 2 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- 3 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- 4 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 5 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 6 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
- 7 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類